

静岡市保健師の育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）のうち、保健師の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業代替任期付職員を採用することができる場合)

第2条 育児休業代替任期付職員は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り採用できるものとする。

(1) 対象職員（保健師のうち、育児休業を取得しようとする職員又は育児休業を取得した職員で、その職員の業務を育児休業代替任期付職員の採用により処理しようとするものをいう。以下同じ。）の業務を処理するに当たって、育児休業代替任期付職員を採用することが適当であると認められる場合

(2) 対象職員の育児休業の取得予定期間又は残余期間が、原則として1年以上である場合

(採用に係る選考の受験希望者の登録)

第3条 育児休業代替任期付職員の採用に係る選考の受験を希望する者（以下「受験希望者」という。）は、育児休業代替任期付職員登録申込書（様式第1号）を健康づくり推進課長に提出することにより、受験希望者の登録を申し込まなければならない。

2 健康づくり推進課長は、前項の規定による申込みがあった場合において、登録をしたときは、登録決定通知書（様式第2号）により受験希望者に通知するものとする。

3 登録の期間は、登録の日から3年間とする。

(育児休業取得予定書の提出)

第4条 対象職員は、1年以上の育児休業を取得しようとするときは、育児休業取得予定書（様式第3号）を所属長に提出するよう努めるものとする。

(依頼書の提出)

第5条 所属長は、前条の育児休業取得予定書が提出されたとき又は静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号。以下「規則」という。）第3条第1項の育児休業承認請求書が提出された場合であって、第2条各号のいずれにも該当すると認めるときは、健康づくり推進課長に対して、育児休業代替任期付職員採用依頼書（様式第4号）により育児休業代替任期付職員の採用を依頼することができる。

(選考の実施)

第6条 健康づくり推進課長は、前条の規定による依頼があった場合において、育児休業代替任期付職員を採用することが適当であると認めるときは、第3条の規定により登録した者のうちから、育児休業代替任期付職員の採用に係る選考を実施することとする。

2 健康づくり推進課長は、前項の採用に係る選考を実施した場合において、当該選考の対象となった者に対して当該選考の結果を通知することとする。

3 健康づくり推進課長は、前項の選考の結果について、人事課長に通知しなければならない。

(配属先)

第7条 育児休業代替任期付職員は、原則として対象職員の所属する組織に配属することとする。

(任期)

第8条 育児休業代替任期付職員の任用の期間は、対象職員の育児休業の取得期間の範囲内で、市長が必要と認める期間とする。

(任期の更新)

第9条 所属長は、対象職員から規則第4条に基づく育児休業の期間の延長の請求があったときは、育児休業代替任期付職員に対して、任期の更新を依頼することができる。

2 育児休業代替任期付職員は、前項の規定による依頼があった場合において、任期の更新を承諾するときは、承諾書(様式第5号)を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の承諾書の提出があったときは、健康づくり推進課長に対して、育児休業代替任期付職員任期更新依頼書(様式第6号)により育児休業代替任期付職員の任期の更新を依頼することができる。

4 健康づくり推進課長は、前項の規定による依頼があった場合において、必要があると認めるときは、育児休業代替任期付職員の任期の更新について、人事課長に通知しなければならない。

(異動)

第10条 対象職員が復帰したとき、組織が改変されたときその他市長が必要があると認めるときは、育児休業代替任期付職員を異動させることができる。

附 則

この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（宛先）静岡市長
 育児休業代替任期付職員登録申込書

写真

登録区分（職種）	フリガナ	性別	
	氏名	男・女	
生年月日	年 月 日 満（ ） 歳	日本国籍	有・無
住所 及び 連絡先	現住所 〒 _____ TEL _____ e-mailアドレス (_____)		
	合格通知等の送付先（上記現住所と同じ場合には記入不要） 〒 _____ TEL _____		
学歴	学校名（最終学歴から高等学校まで記入）	学部・学科名等	入学・卒業等年月
	（最終又は現在）		年 月 入学 年 月 卒・卒見込・中退・その他
	（その前）		年 月 入学 年 月 卒・卒見込・中退・その他
	（その前）		年 月 入学 年 月 卒・卒見込・中退・その他
職歴 （自営 含む。）	勤務先（職歴がない場合はなしと記入）	職務内容	在職期間
	（最終又は現在）		年 月 から 年 月 まで
	（その前）		年 月 から 年 月 まで
	（その前）		年 月 から 年 月 まで
受験に必要な免許資格取得年月		（保健師免許） 年 月 日 取得 ・ 取得見込	
その他の免許 資格等		年 月 取得 ・ 取得見込	
		年 月 取得 ・ 取得見込	
主な希望勤務区		葵区 ・ 駿河区 ・ 清水区 ・ どこでもよい	
希望する職務			
次の内容を確認の上、間違いなければ○を付けてください。			受付印
私は、静岡市職員採用選考試験を受験したいので申し込みます。			
申込書の記載事項は、事実と相違ありません。			
地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当していません。			

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

登録決定通知書

静岡市育児休業代替任期付職員候補者に登録しましたので、静岡市保健師の育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱第3条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 登録の区分

2 登録者氏名

3 登録番号

-

4 登録日

年 月 日

5 登録期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 特記事項

育児休業代替任期付職員登録申込書（様式第1号）に虚偽の内容が認められた場合又は登録者が登録の取消しを申し出た場合は、登録を取り消します。

様式第3号（第4条関係）

育児休業取得予定書

年 月 日

（宛先）所属長

所属

職名・氏名

提出者 職種

職員コード

育児休業の取得を予定しておりますので、静岡市保健師の育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱第4条の規定により、次のとおり提出します。

1 出 産 予 定 者 本 人 配偶者 （対象に○印）

2 出 産 予 定 日 年 月 日

3 育児休業取得予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

所属長確認印

（注）母子健康手帳又は医師若しくは助産師が発行する妊娠証明書で出産予定日が記載されているもの（写しでも可）を添付してください。ただし、静岡市職員出勤簿整理規程第3条第1項の規定による（産前）休暇の申請に添付しているときは、添付不要です。

様式第4号（第5条関係）

育児休業代替任期付職員採用依頼書

第 号
年 月 日

（宛先）健康づくり推進課長

所 属
依頼者 所属長名

育児休業代替任期付職員の採用を依頼したいので、静岡市保健師の育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱第5条の規定により、次のとおり依頼します。

1 育児休業を取得しようとする又は育児休業を取得した職員

（1）職員コード

（2）職・氏名

2 育児休業代替任期付職員が行う業務（具体的に記載）

（注）育児休業取得予定書（様式第3号）の写しを添付してください。ただし、静岡市職員の育児休業等に関する規則第3条第1項の育児休業承認請求書を提出しているときは、添付は不要です。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）所属長 様

承諾者 所 属
職・氏名

印

承諾書

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用された職員の任期の更新について、次のとおり承諾します。

1 育児休業を取得している職員

（1）職員コード

（2）職・氏名

2 現在の任期

年 月 日から 年 月 日まで

3 更新後の任期（予定）

年 月 日から 年 月 日まで

（注）職・氏名欄には、記入者が署名し、又は記名押印すること。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

育児休業代替任期付職員任期更新依頼書

第 号
年 月 日

(宛先) 健康づくり推進課長 様

所 属
依頼者 所属長名

静岡市職員の育児休業等に関する規則第 4 条の規定による育児休業の期間の延長の請求がありましたので、静岡市保健師の育児休業代替任期付職員の採用等に関する要綱第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり、依頼します。

1 任期を更新しようとする職員

(1) 職員コード

(2) 職・氏名

2 更新後の任期 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類 承諾書 (様式第 5 号)